

埼玉西部環境保全組合技能労務職員の給与の種類及び基準に  
関する条例

制定	昭和47年	2月	7日	条例第16号
改正	昭和51年	8月	9日	条例第4号
	昭和53年	12月	22日	条例第9号
	平成11年	11月	25日	条例第7号
	平成14年	2月	14日	条例第4号
	平成16年	8月	24日	条例第10号
	平成18年	2月	8日	条例第1号
	平成21年	2月	5日	条例第2号



## 埼玉西部環境保全組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

### （目的）

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準に関する事項を定めることを目的とする。

### （適用職員の範囲）

第2条 この条例において、技能労務職員とは、一般職に属する職員で次の各号に掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当するもの以外の者をいう。

(1) 業務員

(2) 前号に掲げる者を除くほか、これらの者に準ずる者

### （給与の種類及び基準）

第3条 技能労務職員の給与は、給料、主任・副主任手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 技能労務職員の給与の額及び支給方法は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して管理者が規則で定める。

### （給与の減額）

第4条 技能労務職員が、勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### （専従休職者の給与）

第5条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受け

た技能労務職員は、その許可が効力を有する間はいかなる給与も支給しない。

（臨時又は非常勤の者の給与）

第6条 臨時又は非常勤の技能労務職員については、他の技能労務職員の給与との均衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

（特例一時金）

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第5条の2の規定により、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項において同じ。）において、当該各年度の3月1日（以下「基準日」という。）に在職する技能労務職員に対し、特例一時金を支給する。

3 特例一時金の額及び支給方法は、埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例第2条において準用する職員の給与に関する条例及び埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則第2条において準用する職員の給与の支給に関する規則の例による。

4 基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている職員に対し、特例一時金を支給する。ただし、当該職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、この限りでない。

5 技能労務職員に特例一時金が支給される間、第3条第1項中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特例一時金」とする。

附 則（昭和51年条例第4号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉西部環境保全組合技能労務職員の

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合技能労務職員の給与の種類  
及び基準に関する条例）

---

給与の種類及び基準に関する条例附則第2項から第5項まで規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。